

# 平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

## 平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

### 第 3 外部監査の結果

#### II 廃棄物対策に係る監査結果について

##### II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

##### 6. 廃止状態にある建物等について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 廃止状態にある建物の管理について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P144）</p> <p>公有財産の管理に際しては、使用を終えた後に廃止の決定がされ、その後、適切な時期に処分や取り壊しがなされる。公有財産管理上は、建物等が老朽化する等、本来の使用に耐えなくなったときは、行政財産の用途変更（行政財産の用途を他の行政用途に変更すること等）を行う必要がある。また、千葉市公有財産規則においては、用途の変更があったときは、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知しなければならないとされている（千葉市公有財産規則第 39 条）。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、用途変更がなされていない。</p> <p>旧職員宿舎については、将来の利用可能性も認められない建物であることに鑑みると、たとえ撤去が完了していなくても、いわゆる有姿除却（取壊し処理をしなくても用途を廃止し、台帳管理上、通常の使用に供していないことを明記する処理で基本的には法人税法の用語である。）すべき状況にある。また、建物内部は老朽化が進んでいることから、火災等の施設の安全管理上のリスク低減のためには、速やかに撤去することが適切である。さらに、廃止の決定がなされた建物については、本来、計画的に撤去することが撤去工事の予算の先送りによる後年度の工事予算の集中化を避けることができ、各年度の予算平準化に寄与するものと考えられる。</p>	<p>北谷津清掃工場の旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、平成 28 年 6 月 27 日及び平成 28 年 5 月 31 日付で、市公有財産規則に従い用途廃止の手続きを行うとともに、今後の供用が不可能であり、施設として廃棄すべき状況にあるため、建物台帳の異動事由欄に用途廃止と明記した。</p> <p>なお、ごみ焼却施設については現在の 3 清掃工場から 2 清掃工場体制への移行とその後の安定した処理体制の確立を図るため、平成 27 年 12 月に策定された「一般廃棄物処理施設基本計画」に基づき、平成 28 年度末に老朽化した北谷津清掃工場を停止させ、跡地に新清掃工場を整備することとしており、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターを含む現在の北谷津清掃工場施設について、新清掃工場の整備と併せ撤去を行う予定である。</p>

一方、プラズマ溶融センターについても、建物内部は一部雨漏りも把握され、安全管理上撤去することが適切である。ただし、新清掃工場（北谷津用地）の整備計画も検討中であることから、当該整備の際に一括して撤去する場合と速やかに撤去する場合とのコスト比較等を実施し、その結果によって撤去の時期を検討することが必要である。

以上のとおり、千葉市財産管理規則上、適正な管理を行うために、財産の利用実態に即して、用途廃止の手続を実施されたい。例え、取り壊しが済んでいない場合でも、建物台帳においては、今後の利用が不可能な廃止状況にある旨を明記する等、実態に合わせた管理を行われたい。